

滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、「滋賀県汚水処理施設整備構想2016」を確実に目標達成するとともに、公共用水域の水質保全を図るため、汚水等の汚濁負荷削減を目的とした事業を実施する市町に対して滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金(以下「交付金」という。)を予算の範囲内で交付する。この交付に関しては、「滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)」に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象事業)

第2条 交付対象事業は、次の各号に定める汚水処理施設整備事業とする。

(1) 公共下水道接続事業

市町が補助事業および単独事業により実施する下水道計画区域内の既存の集合処理施設(農業集落排水処理施設および集合合併処理浄化槽施設)を公共下水道に接続する事業とする。

(2) 浄化槽設置整備事業

市町が浄化槽の計画的な整備を図るため、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項または同法第25条の11第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域および農業集落排水事業実施採択決定区域その他知事が認める生活排水処理施設事業実施採択決定区域(以下「下水道事業等計画区域」という。)以外の地域ならびに下水道または農業集落排水施設その他知事が認める生活排水処理施設の整備が当分の間見込まれない下水道事業等計画区域(下水道事業等計画区域にあたっては、7年以上整備が見込まれない地域。)において、浄化槽の設置推進を図る事業とし、下記の事業に区分される。

①浄化槽の設置事業

浄化槽の設置推進を図る事業

②宅内配管工事事業

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る前記①の工事に付帯して行う宅内配管工事事業

③単独処理浄化槽の撤去事業

前記①に伴い発生する単独処理浄化槽の撤去事業

④面的整備地域の事業

前記①のうち、市町が集落等を単位として、市町生活排水対策推進計画に基づいて、計画的に浄化槽の設置推進を図る事業。

詳細は別に定める浄化槽設置整備事業運用細則による。

(3) 公共下水道整備事業

市町が補助事業および単独事業により実施する公共下水道整備事業とする。但し第1号、第2号および第4号の交付対象となる事業は除く。

(4) 公共下水道高度化事業

市町が補助事業により実施する合流改善事業、高度処理施設整備事業および市街地排水対策事業ならびに市町が単独事業により実施する不明水対策調査事業とする。

なお、不明水対策調査事業の調査対象については、各家庭の宅内および事業所内の配管を除く流域関連公共下水道に係る地方債対象事業費以外の調査であることとする。

2 この交付金は、前項第1号から第4号の順で交付する。

(交付対象市町)

第3条 交付対象市町は、次の各号のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号、第2号および第4号の事業については事業を実施している全市町とする。

- (2) 前条第1項第3号の事業については前年度の下水道普及率（前年度末の処理区域内の住民基本台帳人口を行政区域内の住民基本台帳人口で除して得た率をいう。）が県平均に満たない市町とする。

（交付金の額の算定）

第4条 交付金の額の算定は、別表1の1. 交付金の額の算定欄により算定をする。

- 2 下水道事業において交付の対象となる経費は、交付金を受ける年度の事業費（前年度からの繰越を含み、翌年度へ繰越したものは除く。）のうち、本工事費、附带工事費、測量および試験費、ならびに補償費（家屋の移転および被害補償を除く。）とする。

（交付申請）

第5条 規則第3条に規定する交付金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める期日までとし、その添付書類は、別表2の交付申請欄のとおりとする。

（対象事業の変更等）

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、変更交付申請書に別表2に定める該当する事業の書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 交付金の総額に変更が生じた場合。
- (2) 下水道事業においては、交付対象事業費の経費間の流用で、流用先の経費の3割（当該流用先の経費の3割に相当する金額が、補助事業で3,000千円以下の場合は3,000千円、単独事業で1,000千円以下の場合は1,000千円）を超える変更が生じた場合。
- (3) 事業を中止または廃止する場合。

（実績報告）

第7条 規則第12条に規定する実績報告をする場合は、実績報告書に別表2に定める書類を添付し、事業完了後30日以内もしくは翌年度4月20日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

（交付の請求）

第8条 知事は、規則第13条の規定により市町長に対して、確定した交付金の額を通知し、規則第15条に規定する交付金交付請求書を受理した後に交付金を交付するものとする。ただし、規則第15条第2項の規定は適用しない。

（標準事務処理期間）

第9条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第8条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

付則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度交付金から適用する。

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

この要綱は、平成28年6月17日から施行し、平成28年度交付金から適用する。

この要綱は、平成28年8月3日から施行し、平成28年度交付金から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度交付金から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度交付金から適用する。

別表 1

1. 交付金の額

交付対象事業	交付金の額の算定	
(1) 公共下水道接続事業	対象となる補助事業費と単独事業費 ^(注1) を足した額の1,000分の25の額以内とする。	
(2) 浄化槽設置整備事業	①浄化槽の設置事業	補助対象経費 ^(注2) の3分の1の額以内とする。
	②宅内配管工事事業	補助対象経費の3分の1の額以内とする。
	③単独処理浄化槽の撤去事業	補助対象経費の3分の1の額以内とする。
	④面的整備地域の事業	補助対象経費の2分の1の額以内とする。
(3) 公共下水道整備事業	対象となる補助事業費の1,000分の5の額と単独事業費の1,000分の10の額を足した額に次の補正率を乗じた額以内とする。	
(4) 公共下水道高度化事業	対象となる補助事業費の1,000分の25の額ならびに不明水対策調査事業費にかかる単独事業費 ^(注3) の1,000分の50の額を足した額に次の補正率を乗じた額以内とする。	

注1：単独事業費

単独事業費とは、補助事業費以外の整備事業費（地方債対象事業費に限る）をいう。

注2：補助対象経費

補助対象経費とは、下記2.浄化槽設置整備交付基準額に示す「基準額」に設置基数を乗じた額のことをいう。

注3：不明水対策調査にかかる単独事業費

不明水対策調査にかかる単独事業費については地方債対象事業費以外の調査費をいう。

2. 浄化槽設置整備交付基準額
(要綱第2条2号関係)

事業内容	基準額		備考	
	(A)	(B)		
① 浄化槽の設置事業	5人槽	332千円	352千円	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯または特別豪雪地帯にあたっては、左欄(B)の基準額による。
	6人槽～7人槽	414千円	441千円	
	8人槽～10人槽	548千円	588千円	
	11人槽～20人槽	939千円	1,002千円	
	21人槽～30人槽	1,472千円	1,545千円	
	31人槽～50人槽	2,037千円	2,129千円	
	51人槽～	2,326千円	2,429千円	
② 宅内配管工事事業	300,000円		必要に応じて、①の事業に加算	
③ 単独処理浄化槽の撤去事業	90,000円			
④ 面的整備地域の事業	280,000円			

3. 補正率

(要綱第2条3号関係)

対象市町	補正率	
	事業実施年数 ^(注4) が25年以上の場合	事業実施年数が25年未満の場合
I 前年度の実質公債費比率 ^(注3) が県平均未満	0.5	1.0
II 前年度の実質公債費比率が県平均以上1.8未満	0.8	1.2
III 前年度の実質公債費比率が1.8以上	1.0	1.5

注3：実質公債費比率

前年度の実質公債費比率とは、事業実施前年度以前3カ年の平均値をいう。

注4：事業実施年数

事業実施年数とは、下水道法による事業認可を受け、事業着手した月から当初交付申請の前月までの年数とする。

(要綱第2条4号関係)

対象市町	補正率
I 前年度の実質公債費比率が県平均未満	0.5
II 前年度の実質公債費比率が県平均以上1.8未満	0.8
III 前年度の実質公債費比率が1.8以上	1.0

別表 2 (様式および添付書類)

(1) 下水道整備接続事業関係

手 続 事 項	添 付 書 類 の 名 称	
交 付 申 請	滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金調書 (下水道整備接続事業) (当初)	(様式第 1 号)
	事業費調書 (当初)	(様式第 3 号)
	位置図	(添付書類)
事 業 変 更	滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金調書 (下水道整備接続事業) (変更)	(様式第 1 号)
	滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金変更交付申請書	(様式第 2 号)
	事業費調書 (変更)	(様式第 3 号)
	位置図	(添付書類)
実 績 報 告	滋賀県公共下水道整備接続等交付金調書 (下水道整備接続事業) (実績)	(様式第 1 号)
	事業完了証明書	(様式第 4 号)
	交付対象事業とする工事等の契約書の写し	(添付書類)
	位置図	(添付書類)

(2) 浄化槽設置整備事業関係

手続事項	添付書類の名称
交付申請	浄化槽設置整備事業計画書（当初） (様式第5号)
	滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金調書（浄化槽設置整備事業）（当初） (様式第6号)
	歳入歳出予算書（見込書）抄本 (添付資料)
	市町における補助制度の要綱の写し (添付資料)
	図面 (添付資料)
事業変更	滋賀県浄化槽設置整備事業計画書（変更） (様式第5号)
	滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金変更交付申請書 (様式第2号)
	滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金調書（浄化槽設置整備事業）（変更） (様式第6号)
	補助対象浄化槽一覧表 (様式第7号)
	下水道および農業集落排水事業計画区域一覧表 (様式第8号)
	歳入歳出出来高決算書（見込書）抄本 (添付資料)
	図面 (添付資料)
実績報告	滋賀県浄化槽設置整備事業計画書（実績） (様式第5号)
	滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金調書（浄化槽設置整備事業）（実績） (様式第6号)
	補助対象浄化槽一覧表 (様式第7号)
	下水道および農業集落排水事業計画区域一覧表 (様式第8号)
	歳入歳出決算書（見込書）抄本 (添付資料)
	図面 (添付資料)

(3) 面的整備地域の事業関係

手続事項	添付書類の名称
事業計画	浄化槽面的整備事業計画書 (様式第9号)
	浄化槽管理組合規約の写し (添付資料)
	浄化槽管理組合名簿 (添付資料)
	図面 (添付資料)
事業完了	浄化槽面的整備事業報告書 (様式第10号)
	維持管理業者との契約書の写し (添付資料)
	図面 (添付資料)

滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金調書(下水道事業) (当初・変更・実績)

交付金の総括表

事業名	交付金申請額		
	当初	変更	実績
公共下水道接続事業		()	
公共下水道整備事業		()	
公共下水道高度化事業		()	
合計		()	

※変更申請にあたっては既決決定額を上段に()書すること。

交付金の額の算定

市町の財政状況による補正率(別表1より)

実質公債費比率	下水道普及率	事業年数	補正率(P)

(事業着手年月 年 月)

『公共下水道接続事業交付金』

		算定対象事業費	交付率	交付対象額 (千円未満切り捨て)	備考
単独事業	交付申請事業費		25/1000		A
	実支出済事業費				B
補助事業	交付申請事業費		25/1000		C
	実支出済事業費				D
合計	交付申請事業費		25/1000		E : A+C
	実支出済事業費				F : B+D

※ 交付申請事業費欄は、最新の申請額を記入する。
 ※ 実支出済事業費欄は、実績報告時のみ記入する。

交付申請額
G

※ 交付申請額欄Gは、当初および変更申請時は、Eの金額、実績報告時は、EまたはFのどちらか小さい方の金額とする。

『公共下水道整備事業交付金』

		算定対象事業費	交付率	交付対象額 (千円未満切り捨て)	備考
事業単	交付申請事業費		10/1000		A
	実支出済事業費				B
事業補	交付申請事業費		5/1000		C
	実支出済事業費				D
合計	交付申請事業費		10/1000		E : A+C
	実支出済事業費				F : B+D
					G

※ 交付申請事業費欄は、最新の申請額を記入する。
 ※ 実支出済事業費欄は、実績報告時のみ記入する。

※ G欄にはEまたはFのうち小さい方を記入する。

交付算定金額 (G×P:千円未満切り捨て)
H

交付決定金額 (最終変更決定済金額)
I

交付申請額
J

※ 交付申請額欄Jは、当初および変更申請時は、Hの金額、実績報告時は、HまたはIのどちらか小さい方の金額とする。

『公共下水道高度化事業交付金』

		算定対象事業費	交付率	交付対象額 (千円未満切り捨て)	備考
事業単	交付申請事業費		50/1000		A
	実支出済事業費				B
事業補	交付申請事業費		25/1000		C
	実支出済事業費				D
合計	交付申請事業費		50/1000		E : A+C
	実支出済事業費				F : B+D
					G

※ 交付申請事業費欄は、最新の申請額を記入する。
 ※ 実支出済事業費欄は、実績報告時のみ記入する。

※ G欄にはEまたはFのうち小さい方を記入する。

交付算定金額 (G×P:千円未満切り捨て)
H

交付決定金額 (最終変更決定済金額)
I

交付申請額
J

※ 交付申請額欄Jは、当初および変更申請時は、Hの金額、実績報告時は、HまたはIのどちらか小さい方の金額とする。

様式第2号

第 番
令和 年 月 日

滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金変更交付申請書

滋賀県知事

市町長 印

令和 年 月 日 付け 滋 第 号 で交付決定通知のあった
滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金について、次の通り交付決定の額を変更されたく申請
します。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1 交付金変更交付申請額 | 円 |
| 2 交付金交付決定済額 | 円 |
| 3 交付金追加交付申請額 | 円 |

添付書類

(要綱第2条の対象事業の名称)事業費調書(当初・変更)

(単位:円)

経費区分	現・線の別	契約件名	工事等の概要	全体契約額 (全体事業費)	当該年度実支払い事業費			工期
					単独事業費		補助等事業費	
					交付対象外事業費	交付対象事業費		
本 工 事								
	小計							
測 量 ・ 試 験								
	小計							
補 償								
	小計							
合計								

- * 工事等の概要は管径・延長・面積・箇所数等を記入すること。
- * 当該年度実支払い事業費は、前年度からの繰越事業費、および当該年度事業費(翌年度へ繰越した事業費を除く)とする。
- * 単独事業費は事務費・用地費および補償費(家屋移転および被害補償に限る)を除く。

(要綱第2条の対象事業の名称)事業完了証明書

(単位:円)

経費区分	現・繰 の別	契約件名	工事等の概要	全体契約額 (全体事業費)	当該年度実支払い事業費			工期
					単独事業費		補助等事業費	
					交付対象外事業費	交付対象事業費		
本 工 事								
	小計							
測 量 ・ 試 験								
	小計							
補 償								
	小計							
合計								
令和 年 月 日				市町長				印

- * 工事等の概要は管径・延長・面積・箇所数等を記入すること。
- * 当該年度実支払い事業費は、前年度からの繰越事業費、および当該年度事業費(翌年度へ繰越した事業費を除く)とする。
- * 単独事業費は事務費・用地費および補償費(家屋移転および被害補償に限る)を除く。

浄化槽設置整備事業計画書(当初・変更・実績)

1. 事業対象地域

事業対象地域を明らかにする図面(5万分の1程度の地図)

2. 事業計画の状況(整備しようとする浄化槽の人槽別基数等)

①浄化槽の設置事業

設置人槽別	年度全体計画		左のうち補助対象	
	基数(基)	処理人口(人)	基数(基)	処理人口(人)
5人槽				
6～7人槽				
8～10人槽				
11～20人槽				
21～30人槽				
31～50人槽				
51人槽～				
合計				

②宅内配管工事事業

設置人槽別	年度全体計画		左のうち補助対象	
	基数(基)	処理人口(人)	基数(基)	処理人口(人)
5人槽				
6～7人槽				
8～10人槽				
11～20人槽				
21～30人槽				
31～50人槽				
51人槽～				
合計				

③単独処理浄化槽の撤去事業

設置人槽別	年度全体計画		左のうち補助対象	
	基数(基)	処理人口(人)	基数(基)	処理人口(人)
5人槽				
6～7人槽				
8～10人槽				
11～20人槽				
21～30人槽				
31～50人槽				
51人槽～				
合計				

④面的整備地域の事業

設置人槽別	年度全体計画		左のうち補助対象	
	基数(基)	処理人口(人)	基数(基)	処理人口(人)
5人槽				
6～7人槽				
8～10人槽				
11～20人槽				
21～30人槽				
31～50人槽				
51人槽～				
合計				

滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金調書(浄化槽設置整備事業) (当初・変更・実績)

交付金の額の算定

(単位:円)

事業区分	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入 (B)	差引額 (A-B) (C)	基準額 (D)	対象経費 支出予定額 (E)	選定額	交付対象額	交付申請額	備考 (変更交付申請 時には既決決 定額を記載す ること)
						(D)と(E) を比較して いずれか少な い額 (F)	(C)と(F) を比較して いずれか少な い額 (G)	①②は (G)×1/3 ③は (G)×1/2 (H)	
①浄化槽の設置事業									
②宅内配管工事事業									
③単独処理浄化槽の 撤去事業									
④面的整備地域の事業									
合 計									

対象経費内訳

①浄化槽の設置事業

設置人槽区分	助成基数(基)	基準額 (D)	対象経費支出予定額 (E)	選定額
5人槽				
6～7人槽				
8～10人槽				
11～20人槽				
21～30人槽				
31～50人槽				
51人槽～				
合計				

②宅内配管工事事業

設置人槽区分	助成基数(基)	基準額 (D)	対象経費支出予定額 (E)	選定額
5人槽				
6～7人槽				
8～10人槽				
11～20人槽				
21～30人槽				
31～50人槽				
51人槽～				
合計				

③単独処理浄化槽の撤去事業

設置人槽区分	助成基数(基)	基準額 (D)	対象経費支出予定額 (E)	選定額
5人槽				
6～7人槽				
8～10人槽				
11～20人槽				
21～30人槽				
31～50人槽				
51人槽～				
合計				

④面的整備地域の事業

設置人槽区分	助成基数 (基)	基準額 (D)	対象経費支出予定額 (E)	選定額
5人槽				
6～7人槽				
8～10人槽				
11～20人槽				
21～30人槽				
31～50人槽				
51人槽～				
合計				

補助対象浄化槽一覧表

①浄化槽の設置事業

設置人槽区分	補助対象者		設置場所	事業区域(○を付ける)		
	住所	氏名		下水道	浄化槽	農集排
5人槽						
6～7人槽						
8～10人槽						
11～20人槽						
21～30人槽						
31～50人槽						
51人槽～						

補助対象浄化槽一覧表

②宅内配管工事事業

設置人槽区分	補助対象者		設置場所	事業区域(○を付ける)		
	住所	氏名		下水道	浄化槽	農集排
5人槽						
6～7人槽						
8～10人槽						
11～20人槽						
21～30人槽						
31～50人槽						
51人槽～						

補助対象浄化槽一覧表

③単独処理浄化槽の撤去事業

設置人槽区分	補助対象者		設置場所	事業区域(○を付ける)		
	住所	氏名		下水道	浄化槽	農集排
5人槽						
6～7人槽						
8～10人槽						
11～20人槽						
21～30人槽						
31～50人槽						
51人槽～						

補助対象浄化槽一覧表

④面的整備地域の事業

設置人槽区分	補助対象者		設置場所	事業区域(○を付ける)		
	住所	氏名		下水道	浄化槽	農集排
5人槽						
6～7人槽						
8～10人槽						
11～20人槽						
21～30人槽						
31～50人槽						
51人槽～						

下水道および農業集落排水事業計画区域一覧表

下水道および農業集落排水事業計画区域地名

注) 下水道については事業認可区域、農業集落排水については事業採択区域の地名(集落単位で結構です)を記入すること。この欄に記入しきれない場合は、複写して使用してください。
この様式に係わらず、下水道および農業集落排水事業の告示されている刊行物の複写を添付していただいても構いません。

浄化槽面的整備事業計画書

滋賀県知事

市町長名 ⑩

滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金要綱第2条第2号の3に定める面的整備事業について、事業計画書を下記の関係書類を添えて提出します。

記

- 1 事業計画書(別紙)
- 2 浄化槽管理組合同規約の写し
- 3 浄化槽管理組合名簿
- 4 図面

様式第10号

番 号
令 和 年 月 日

浄化槽面的整備事業報告書

滋賀県知事

市町長名 ⑩

滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金要綱第2条第2号の3に定める面的整備事業について、事業が完了しましたので報告します。

記

- 1 事業報告書(別紙)
- 2 維持管理業者との契約書の写し
- 3 図面

※事業報告は事業対象集落等を単位に作成すること。

浄化槽設置整備事業運用細則

(滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金 第2条2号関係)

- 1 浄化槽設置整備事業への交付に際しては、浄化槽法第7条、第11条に基づく法定検査に関して、実施の確保に努めることとする。
- 2 対象となる浄化槽は、次の全ての条件を満たすものであること。
 - (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第1項の規定および滋賀県浄化槽取扱要綱の規定による構造基準に適合していること。
 - (2) BOD除去率90%以上、放流水のBODが 20mg/l （日間平均値）以下の機能を有するものであること。
 - (3) 処理対象人員10人以下の浄化槽にあつては、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に定める基準に適合するものであること。
 - (4) 補助金の交付年度内に事業が完了するものであること。
 - (5) 滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金交付要綱第2条第1項第2号①に係るものにあつては、「浄化槽設置整備事業実施要綱」（平成31年3月29日付け環循適発第19032912号環境省環境再生・資源循環局長通知）により、対象となるものであること。
- 3 対象となる設置者は、次の条件を満たす者であること。
 - (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく届出の受理書の交付または建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けた者。
 - (2) 滋賀県浄化槽取扱要綱に基づき適正に維持管理を行う者。
 - (3) 継続的な使用が認められる者。
 - (4) 市町の実施する設置・維持管理に関する講習会に参加する者。
- 4 工事施工監督は次のとおりとする。
 - (1) 市町は、この事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認すること。
 - (2) 小型の浄化槽の工事については、以下の者の監督の下に行われること。
 - ア 平成元年10月30日付け厚生省・建設省告示第1号により指定した小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会を終了した者。
 - イ 昭和63年度以降に浄化槽法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士
- 5 下水道または農業集落排水施設その他知事が認める生活排水処理施設の整備が当分の間見込まれない下水道事業等計画区域において事業を行う市町については、事前に知事と協議するものとする。
- 6 知事が認める生活排水処理施設とは、市町が設置し、管理する施設であり、次の施設をいう。
 - (1) 林業集落排水処理施設
 - (2) 小規模集合排水処理施設
 - (3) 個別排水処理施設
 - (4) 浄化槽市町村整備推進事業による浄化槽
- 7 面的整備地域の事業は次によるものとする。
 - (1) 対象地域は、集落等を単位として市町が定めるものとし、原則として全戸に浄化槽を整備するものとする。
 - (2) 対象地域に該当する集落等においては、管理組合等を設置し、整備計画を策定するとともに、

維持管理体制を整備するものとする。

- (3) 整備に係る年限は3年以内とする。但し、整備計画について知事と協議し承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) 事業を実施する市町は、対象集落等を単位とした面的整備事業計画書を策定し、事業実施以前に知事の承認を受けるものとする。面的整備事業計画書は別表2に定める書類を添付して知事に提出するものとする。
- (5) 市町は、対象集落等を単位として事業が完了した場合は、面的整備事業報告書に別表2に定める書類を添付して知事に提出するものとする。

付則

この細則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度交付金から適用する。

この細則は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度交付金から適用する。

(新)	(旧)
<p style="text-align: center;">滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金交付要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(交付対象事業)</p> <p>第2条 交付対象事業は、次の各号に定める汚水処理施設整備事業とする。</p> <p>(1) 公共下水道接続事業</p> <p>市町が補助事業および単独事業により実施する下水道計画区域内の既存の集合処理施設（農業集落排水処理施設および集合合併処理浄化槽施設）を公共下水道に接続する事業とする。</p> <p>(2) 浄化槽設置整備事業</p> <p>市町が浄化槽の計画的な整備を図るため、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項または同法第25条の11第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域および農業集落排水事業実施採択決定区域その他知事が認める生活排水処理施設事業実施採択決定区域（以下「下水道事業等計画区域」という。）以外の地域ならびに下水道または農業集落排水施設その他知事が認める生活排水処理施設の整備が当分の間見込まれない下水道事業等計画区域（下水道事業等計画区域にあたっては、7年以上整備が見込まれない地域。）において、浄化槽の設置推進を図る事業とし、下記の事業に区分する。</p>	<p style="text-align: center;">滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金交付要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(交付対象事業)</p> <p>第2条 交付対象事業は、次の各号に定める汚水処理施設整備事業とする。</p> <p>(1) 公共下水道接続事業</p> <p>市町が補助事業および単独事業により実施する下水道計画区域内の既存の集合処理施設（農業集落排水処理施設および集合合併処理浄化槽施設）を公共下水道に接続する事業とする。</p> <p>(2) 浄化槽設置整備事業</p> <p>市町が浄化槽の計画的な整備を図るため、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項または同法第25条の11第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域および農業集落排水事業実施採択決定区域その他知事が認める生活排水処理施設事業実施採択決定区域（以下「下水道事業等計画区域」という。）以外の地域ならびに下水道または農業集落排水施設その他知事が認める生活排水処理施設の整備が当分の間見込まれない下水道事業等計画区域（下水道事業等計画区域にあたっては、7年以上整備が見込まれない地域。）において、浄化槽の設置推進を図る事業とし、下記の事業に区分する。</p>

<p>①浄化槽の設置事業 浄化槽の設置推進を図る事業</p> <p><u>②宅内配管工事事業</u> <u>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る前記①の工事に付帯して行う宅内配管工事事業</u></p> <p>③単独処理浄化槽の撤去事業 前記①に伴い発生する単独処理浄化槽の撤去事業</p> <p>④面的整備地域の事業 <u>①のうち</u>、市町が集落等を単位として、市町生活排水対策推進計画に基づいて、計画的に浄化槽の設置推進を図る事業。 詳細は別に定める浄化槽設置整備事業運用細則による。</p> <p>(3) 公共下水道整備事業 市町が補助事業および単独事業により実施する公共下水道整備事業とする。但し第1号、第2号および第4号の交付対象となる事業は除く。</p> <p>(4) 公共下水道高度化事業 市町が補助事業により実施する合流改善事業、高度処理施設整備事業および市街地排水対策事業ならびに市町が単独事業により実施する不明水対策調査事業とする。 なお、不明水対策調査事業の調査対象については、各家庭の宅内および事業所内の配管を除く流域関連公共下水道に係る地方債対象事業費以外の調査であることとする。</p> <p>2 この交付金は、前項第1号から第4号の順で交付する。</p>	<p>①浄化槽の設置事業 浄化槽の設置推進を図る事業</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>②単独処理浄化槽の撤去事業 前記①に伴い発生する単独処理浄化槽の撤去事業</p> <p>③面的整備地域の事業 市町が集落等を単位として、市町生活排水対策推進計画に基づいて、計画的に浄化槽の設置推進を図る事業。 詳細は別に定める浄化槽設置整備事業運用細則による。</p> <p>(3) 公共下水道整備事業 市町が補助事業および単独事業により実施する公共下水道整備事業とする。但し第1号、第2号および第4号の交付対象となる事業は除く。</p> <p>(4) 公共下水道高度化事業 市町が補助事業により実施する合流改善事業、高度処理施設整備事業および市街地排水対策事業ならびに市町が単独事業により実施する不明水対策調査事業とする。 なお、不明水対策調査事業の調査対象については、各家庭の宅内および事業所内の配管を除く流域関連公共下水道に係る地方債対象事業費以外の調査であることとする。</p> <p>2 この交付金は、前項第1号から第4号の順で交付する。</p>
--	---

第3条～第9条 (略)

付則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度交付金から適用する。

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

この要綱は、平成28年6月17日から施行し、平成28年度交付金から適用する。

この要綱は、平成28年8月3日から施行し、平成28年度交付金から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度交付金から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度交付金から適用する。

第3条～第9条 (略)

付則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度交付金から適用する。

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

この要綱は、平成28年6月17日から施行し、平成28年度交付金から適用する。

この要綱は、平成28年8月3日から施行し、平成28年度交付金から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度交付金から適用する。

別表 1

1. 交付金の額

交付対象事業	交付金の額の算定	
(1) 公共下水道接続事業	対象となる補助事業費と単独事業費 ^(注1) を足した額の1,000分の25の額以内とする。	
(2) 浄化槽設置整備事業	①浄化槽の設置事業	補助対象経費 ^(注2) の3分の1の額以内とする。
	②宅内配管工事事業	補助対象経費の3分の1の額以内とする。
	③単独処理浄化槽の撤去事業	補助対象経費の3分の1の額以内とする。
	④面的整備地域の事業	補助対象経費の2分の1の額以内とする。
(3) 公共下水道整備事業	対象となる補助事業費の1,000分の5の額と単独事業費の1,000分の10の額を足した額に次の補正率を乗じた額以内とする。	
(4) 公共下水道高度化事業	対象となる補助事業費の1,000分の25の額ならびに不明水対策調査事業費にかかる単独事業費 ^(注3) の1,000分の50の額を足した額に次の補正率を乗じた額以内とする。	

注1：単独事業費

単独事業費とは、補助事業費以外の整備事業費（地方債対象事業費に限る）をいう。

別表 1

1. 交付金の額

交付対象事業	交付金の額の算定	
(1) 公共下水道接続事業	対象となる補助事業費と単独事業費 ^(注1) を足した額の1,000分の25の額以内とする。	
(2) 浄化槽設置整備事業	①浄化槽の設置事業	補助対象経費 ^(注2) の3分の1の額以内とする。
	(新規)	(新規)
	②単独処理浄化槽の撤去事業	補助対象経費の3分の1の額以内とする。
	③面的整備地域の事業	補助対象経費の2分の1の額以内とする。
(3) 公共下水道整備事業	対象となる補助事業費の1,000分の5の額と単独事業費の1,000分の10の額を足した額に次の補正率を乗じた額以内とする。	
(4) 公共下水道高度化事業	対象となる補助事業費の1,000分の25の額ならびに不明水対策調査事業費にかかる単独事業費 ^(注3) の1,000分の50の額を足した額に次の補正率を乗じた額以内とする。	

注1：単独事業費

単独事業費とは、補助事業費以外の整備事業費（地方債対象事業費に限る）をいう。

注2：補助対象経費

補助対象経費とは、下記2.浄化槽設置整備交付基準額に示す「基準額」に設置基数を乗じた額のことをいう。

注3：不明水対策調査にかかる単独事業費

不明水対策調査にかかる単独事業費については地方債対象事業費以外の調査費をいう。

2.浄化槽設置整備交付基準額

(要綱第2条2号関係)

事業内容	基準額		備考	
	(A)	(B)		
① 浄化槽の設置 事業	5人槽	332千円	352千円	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯または特別豪雪地帯にあたっては、左欄(B)の基準額による。
	6人槽～7人槽	414千円	441千円	
	8人槽～10人槽	548千円	588千円	
	11人槽～20人槽	939千円	1,002千円	
	21人槽～30人槽	1,472千円	1,545千円	
	31人槽～50人槽	2,037千円	2,129千円	
	51人槽～	2,326千円	2,429千円	

注2：補助対象経費

補助対象経費とは、下記2.浄化槽設置整備交付基準額に示す「基準額」に設置基数を乗じた額のことをいう。

注3：不明水対策調査にかかる単独事業費

不明水対策調査にかかる単独事業費については地方債対象事業費以外の調査費をいう。

2.浄化槽設置整備交付基準額

(要綱第2条2号関係)

事業内容	基準額		備考	
	(A)	(B)		
① 浄化槽の設置	5人槽	332千円	352千円	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯または特別豪雪地帯にあたっては、左欄(B)の基準額による。
	6人槽～7人槽	414千円	441千円	
	8人槽～10人槽	548千円	588千円	
	11人槽～20人槽	939千円	1,002千円	
	21人槽～30人槽	1,472千円	1,545千円	
	31人槽～50人槽	2,037千円	2,129千円	
	51人槽～	2,326千円	2,429千円	

② 宅内 配管 工事 事業	300,000円	必要に応じて、①の事業 に加算	(新 規)	(新規)	(新規)
② 単独 処理 浄化 槽の 撤去 事業	90,000円		② 単独 処理 浄化 槽の 撤去 事業	90,000円	①に定める 基準額に加 えて交付
③ 面的 整備 地域 の事 業	280,000円		③ 面的 整備 地域 の事 業	280,000円	
3. 補正率 (略)			3. 補正率 (略)		
別表2 (略)			別表2 (略)		
様式第1号 (略)			様式第1号 (略)		

様式第2号

第 番
令和 年 月 日

滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金変更交付申請書

滋賀県知事

市町長 印

令和 年 月 日 付け 滋 第 号 で交付決定通知のあった
滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金について、次の通り交付決定の額を変更されたく申請
します。

記

- 1 交付金変更交付申請額 円
- 2 交付金交付決定済額 円
- 3 交付金追加交付申請額 円

添付書類

様式第3号 (略)

様式第2号

第 番
平成 年 月 日

滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金変更交付申請書

滋賀県知事

市町長 印

平成 年 月 日 付け 滋 第 号 で交付決定通知のあった
滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金について、次の通り交付決定の額を変更されたく申請
します。

記

- 1 交付金変更交付申請額 円
- 2 交付金交付決定済額 円
- 3 交付金追加交付申請額 円

添付書類

様式第3号 (略)

様式第4号

(要綱第2条の対象事業の名称)事業完了証明書

(単位:円)

経費区分	現・繰 の別	契約件名	工事等の概要	全体契約額 (全体事業費)	当該年度実支払い事業費			工期
					単独事業費		補助等事業費	
					交付対象外事業費	交付対象事業費		
本 工 事								
	小計							
測 量 ・ 試 験								
	小計							
補 償								
	小計							
合計								
令和 年 月 日				市町長			印	

- * 工事等の概要は管径・延長・面積・箇所数等を記入すること。
- * 当該年度実支払い事業費は、前年度からの繰越事業費、および当該年度事業費(翌年度へ繰越した事業費を除く)とする。
- * 単独事業費は事務費・用地費および補償費(家屋移転および被害補償に限る)を除く。

様式第4号

(要綱第2条の対象事業の名称)事業完了証明書

(単位:円)

経費区分	現・繰 の別	契約件名	工事等の概要	全体契約額 (全体事業費)	当該年度実支払い事業費			工期
					単独事業費		補助等事業費	
					交付対象外事業費	交付対象事業費		
本 工 事								
	小計							
測 量 ・ 試 験								
	小計							
補 償								
	小計							
合計								
平成 年 月 日				市町長			印	

- * 工事等の概要は管径・延長・面積・箇所数等を記入すること。
- * 当該年度実支払い事業費は、前年度からの繰越事業費、および当該年度事業費(翌年度へ繰越した事業費を除く)とする。
- * 単独事業費は事務費・用地費および補償費(家屋移転および被害補償に限る)を除く。

様式第5号

様式第 5 号



様式第 5 号



